平成２８年（フ）第２２７６号
札幌市北区麻生町６丁目10番12号
債務者　山崎　郁子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２８４号
札幌市西区二十四軒４条４丁目３番８―206号
債務者　戸澤　翔太
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２９２号
札幌市白石区菊水５条１丁目７番14―305号、住民票上の住所札幌市東区北17条東14丁目１番13―403号
債務者　鈴木　真美
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２９７号
札幌市清田区里塚３条１丁目６番18号　シティハイムフォーレスト101号
債務者　五十嵐　舞
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
札幌市白石区南郷通６丁目北４番27号　パナハイツサウスアーバン102号
債務者　三上　夏未（旧姓菅井）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７号
札幌市北区新琴似６条１丁目６番11号　ユーハイツＢ６号
債務者　福地　俊信
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０号
札幌市豊平区中の島２条９丁目５番12―201号
債務者　佐藤　美帆
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９号
山形県鶴岡市添川字楯ノ沢125番地１
債務者　太田　　俊
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第２号
山形県鶴岡市小名部字天池21番地
債務者　五十嵐治男
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第９６号
福島県喜多方市塩川町字東栄町３丁目２番地７　フジパレスマンション406号、前住所福島県喜多方市関柴町平林字政所1703番地１
債務者　佐藤　伸人
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第９９５号
堺市中区小阪202番地13
債務者　堀添　**龍**一
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
堺市西区浜寺石津町中４丁９番22号　石津マンション202号
債務者　安井　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
静岡県磐田市豊田西之島506番地２サニーガーデンハウスＡ
債務者　森本　文江
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目58番14号ロイヤルシティⅡ102
債務者　垣本　俊彦
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１４２１号
福岡市南区大楠３丁目３番４―402号
破産者　株式会社ピーアールエム
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８６号
鹿児島県鹿児島市中山町832番地１
破産者　有限会社北斗建設
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８８１号
福岡県大野城市仲畑２丁目９番40号
破産者　株式会社中央給食センター
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３６１号
福岡県筑紫野市美しが丘南５丁目19番地９
破産者　ソヌールプロダクツ株式会社
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部